福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与重要事項説明書

〔令和2年5月1日現在〕

1 当事業所が貸与する福祉用具についての相談・苦情などの窓口 【株式会社ミタカ 目白営業所】 TEL 03-6907-2350

※ ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2 【株式会社ミタカ 目白営業所】の概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	【株式会社ミタカ 目白営業所】	
所在地	【東京都豊島区高田2丁目 18・23 シャトー目白1階】	
介護保険指定番号	1371605757	
サービスを提供する地域	東京都全域(島しょ部除く)	

(2) 営業時間及び休日

月 ~ 金	午前8:30~午後5:30
休日	土曜日・日曜日・国民の休日・夏季休暇8月 12 日~15 日
	年末年始 12 月 30 日~1 月 3 日

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	福祉用具専門相談員	1名	名	1名
専門相談員	福祉用具専門相談員	3名	名	3名
(管理者を兼務)				

(4) 福祉用具を居宅へ搬入・搬出する時間帯

	早 朝 7:00~8:00	通常時間帯 8:30~18:00	夜 間 18:00~21:00
平日・土	Δ	0	Δ
日•祝日	Δ	Δ	Δ

- ※ 搬入・搬出には料金はかかりません。
- ※ お客様の希望の日付及び時間が指定できます。

上記「△」の時間帯につきましては、お問い合わせください

3 取扱い福祉用具の品目

「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」 (平成11年3月31日厚生省告示第93号)に定める全種目とする。

4 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービス(特定福祉用具貸与)を利用する場合は原則として福祉用具貸与料金の1割または2割、3割です。ただし、10万円超えた分は福祉用具の料金は全額自己負担となります。

(2) 福祉用具貸与料金

契約書に記載する金額

(3) 貸与開始日及び終了日の計算方法は次の通りとする。

貸与開始日が開始月の15日以前の場合、月額貸与料金の全額 貸与開始日が開始月の16日以降の場合、月額貸与料金の1/2 貸与終了日が終了月の15日以前の場合、月額貸与料金の1/2 貸与終了日が終了月の16日以降の場合、月額貸与料金の全額 貸与期間が1ヶ月以内の場合、月額貸与料金の全額

(4) 交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う指定福祉用具貸与等に要する交通費は実費を徴収します。 なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートル当たり20円とする。

福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合(クレーン車使用など)の費用はその実費を徴収する。

(5) 料金の支払い方法

料金の支払方法は、原則口座引き落としとなります。

5 福祉用具貸与サービスの利用方法

(1) 福祉用具貸与サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。福祉用具貸与契約を結び、福祉用具を貸与いたします。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 福祉用具貸与契約の終了

- ① お客様のご都合で福祉用具貸与契約を終了する場合
- ② 当事業所の都合で福祉用具貸与契約を終了する場合 人員不足等やむを得ない事情により、福祉用具貸与契約の提供を終了させていただく場合 がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に福祉用具貸与契約が終了します。

・ お客様が介護保険施設に入所した場合

- ・ 介護保険給付で福祉用具貸与サービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該 当「自立」と認定された場合
 - ※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ お客様が亡くなられた場合

④ その他

- 当事業所が正当な理由なく福祉用具貸与サービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10 日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当事業所により文書で通知することにより、即座に福祉用具貸与サービスを終了させていただく場合がございます。

(3) 事故発生時の対応

利用者に対する指定福祉用具貸与サービス提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該 利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。賠償すべき 事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(4) 福祉用具の故障等の連絡について

福祉用具の故障等 (ベッドのリモコンが作動しないなど) があった場合、事業所にお申し出ください。早急に対応させていただきます。

6 緊急時の対応方法

容体の変化等があった場合は、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

7 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所へのお客様相談・苦情窓口担当 沼田光成 電話番号 03-6907-2350

(2) その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課 電話番号 03-5320-4597

板橋区 健康生きがい部 介護保険課 電話番号 03-3579-2357

豊島区 保健福祉部介護保険課 電話番号 03-39871-1318

練馬区 保健福祉サービス苦情調整委員事務局 電話番号 03-3993-1344

中野区 介護サービス事業所連絡会 電話番号 03-5380-0751

新宿区 介護保険課給付係 電話番号 03-5273-3497